

令和7年（ネ才）第127号 損害賠償請求（国家賠償請求）上告事件

上告人 江口 大和

被上告人 国

上告理由書（1）

—総論—



令和7年4月21日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人 弁護士 宮 村 啓 太

同 弁護士 趙 誠 峰

同 弁護士 高 野 傑

目次

第1	上告理由	3
第2	一審判決及び原判決の根本的な誤り	4
1	被疑者を主体的諸権利が保障されている当事者ではなく捜査の客体とみなした誤り	4
2	憲法上の諸権利と捜査の必要性が等価値であるかのような前提で総合考慮をした誤り	5
3	56時間を超える取調べを通じた心理的拷問における苦痛の堆積に対する理解が欠如している誤り	6
4	小括	7
第3	最高裁判所の判断が示されるべき必要性	7
1	国際常識から逸脱した我が国の取調べ実務	7
2	本件において問われる判断	8
3	被疑者の権利保障を真に実現する判断が今こそ示されるべき必要性	8

第1 上告理由

一審判決及び原判決は、憲法の解釈を誤っている。上告理由は以下の3点である。

① 上告理由1：黙秘権に関する憲法38条1項の解釈の誤り

憲法38条1項により保障される黙秘権は、単に沈黙する権利ではなく、取調べを受けることを強制されない権利である。黙秘権を行使している被疑者に取調べを受けることを強制する行為は黙秘権侵害である。

ところが、一審判決及び原判決は、このような黙秘権の意義を正しく理解しなかった結果、黙秘権行使の意思を明確にした江口氏に56時間を超える取調べを強いた検察官の行為が黙秘権を侵害していないとの誤った判断をした。

② 上告理由2：弁護人依頼権に関する憲法34条の解釈の誤り

憲法34条によって保障される弁護人依頼権は、単に形式的に弁護人を選任することができる権利ではなく、弁護人から実効的な援助を受ける権利である。弁護人の選任を妨害されたり解任を余儀なくされたりする場合のみならず、弁護人との信頼関係を害して実効的な援助を阻害する行為は弁護人依頼権侵害である。

ところが、一審判決及び原判決は、このような弁護人依頼権の意義を正しく理解しなかった結果、江口氏に対し、「弁護人も江口氏のことを信じていない」であるとか、「あなたの弁護人を務めさせることは弁護人に迷惑をかけている」などという趣旨の発言をした検察官の行為が弁護人依頼権を侵害するものではないとの誤った判断をした。

③ 上告理由3：人格権に関する憲法31条及び13条の解釈の誤り

被疑者は捜査の客体ではなく刑事手続の当事者であり、当然ながら被疑者の人格は尊重されなければならない。被疑者であることを理由に人としての尊厳を否定する言動は、捜査は刑事手続の一方当事者の活動に過ぎないという憲法31条の前提と相容れず、憲法13条に照らして許される余地がない。

ところが、一審判決及び原判決は、このあまりにも当然の理を理解しなかった結果、江口氏の尊厳を冒涇した川村検察官の言動が人格権を侵害するものではないとの誤った判断をした。

一審判決及び原判決は、これらの憲法解釈を誤る前提として、3つの根本的な誤りをおかしている。

そこで、本書面においてまず、一審判決及び原判決の判断の根本的な誤りを明らかにした上で、続いて上告理由書（2）ないし（4）において、一審判決及び原判決が黙秘権、弁護人依頼権及び人格権をめぐる憲法解釈を誤っていることにつき個別に詳細に述べることにする。

第2 一審判決及び原判決の根本的な誤り

1 被疑者を主体的諸権利が保障されている当事者ではなく捜査の客体とみなした誤り

いうまでもなく、被疑者は、捜査の客体ではなく当事者である。適正手続の保障の下、被疑者に黙秘権及び弁護人依頼権をはじめとする主体的諸権利が保障されている現憲法下において、被疑者を捜査の客体とみるような憲法及び刑法の解釈はおよそ合理性をもち得ない。

江口氏の取調べをした川村検察官はこのことを全く理解していなかった。そのことは、川村検察官の「あんた被疑者なんだよ、犯罪の」との発言（乙4号証符号9）に如実に現れている。要するに川村検察官は、江口氏に対し、被疑者であることを弁えた振る舞いを求め、被疑者を捜査機関と対等の権利主体とは扱わず、捜査機関に服従すべき客体として扱った。そのことは、江口氏に対して終始、罵倒したり嘲笑したりする態度で接し、水を飲むにもトイレに行くにも許可を得るよう求めた態度から明瞭に見てとることができる。最高裁判所の裁判官各位においては、録音録画記録媒体（乙4号証）を必ず視聴して、江口氏の尊厳を一顧だにしない川村検察官の振る舞いを見ていただきたい。

そして、遺憾ながら原判決までもが、川村検察官と同様に、被疑者を捜査の客体とみなした。

すなわち、原判決は、「身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解すること」が「被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでないこと」は、「明らか」とであると判示した（原判決11頁）。未決拘禁は逃亡及び罪証隠滅の防止のためにのみ許容されているものであり、未決拘禁されていることは取調室への出頭や滞留を義務付ける根拠になり得ない。未決拘禁されてい

るからといって、一方当事者である被疑者を他方当事者の意向次第で取調室に滞留するよう強いること（つまり一方当事者である捜査機関に他方当事者である被疑者を取調室に監禁する権利を与えること）は、被疑者をまさに客体とみなすものにほかならず、被疑者の当事者としての地位と全く相容れない。原判決はそのことに全く意を払わず、理由を示すこともなく、一審判決を是認してしまった。

また、原判決は、江口氏が「トイレに行きます」と申し出たのに対して川村検察官が「行きますじゃなくて、行きたいです」と述べたことにつき、「捜査機関に対する服従を求めるとはいえない」と判示した（原判決13頁）。しかし、「トイレに行きます」と申し出た者に対して「行きますじゃなくて、行きたいです」と非難めいた口調で述べる趣旨は、「トイレに行くかどうかをお前が勝手に決めるな」という趣旨としか理解しようがない。このような発言を原判決が是認したということは、その程度の服従は被疑者であれば当然だと考えていることを示している。ここにも被疑者を客体とみる根本的に誤った考えが現れている。

こうした根本的に誤った考えが、被疑者の権利を安易に軽んじる誤った憲法解釈に結び付いている。

2 憲法上の諸権利と捜査の必要性が等価値であるかのような前提で総合考慮をした誤り

本件において問題となる江口氏の権利は、黙秘権、弁護士依頼権及び人格権であり、いずれも憲法上の権利である。

江口氏に黙秘権、弁護士依頼権及び人格権が保障されていたことは、否定しようがない。ところが原判決は、これらの憲法上の権利を制約することが許される場面であったのかという見地からの検討をせず、

「検察官の取調べが国家賠償法1条1項の適用上違法であるか否かの判断に当たっては、当該取調べの対象となった事案の内容・性質、被疑者に対する嫌疑の程度、取調べ時点における証拠関係の下での取調べの必要性、取調べの具体的態様等諸般の事情を勘案して、当該取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超えるものか否かにより判断する」などという枠組みで判断をした（原判決11頁）。

このような総合考慮による判断の枠組みは、江口氏の憲法上の権利と捜査の必要性が等価である前提に立つものであり、誤っている。適正手続の保障

の下、捜査の必要性は被疑者の憲法上の権利を侵害しない限度で達せられなければならない。そうでなければ適正手続の保障の意味がない。「事案の内容・性質、被疑者に対する嫌疑の程度、取調べ時点における証拠関係の下での取調べの必要性」次第で憲法上の権利を侵害することが許容されるかのような判断の枠組みは誤っている。

3 56時間を超える取調べを通じた心理的拷問における苦痛の堆積に対する理解が欠如している誤り

このような誤った枠組みでの判断にあたって、原判決は、56時間を超えて行われた取調べの実態を明らかに見誤っている。

江口氏は、「黙秘に入ります」と明示的に述べて黙秘権行使の意思を明確にしたのに、22日間にわたり56時間以上に及ぶ取調べを強いられた。これにより江口氏の憲法上の権利が侵害されたのではないかを考えるにあたっては、当時の江口氏の目線から取調べの実態を把握する必要がある。

つまり、取調べが行われたのが56時間22分であったのは結果であり、取調べを受け続けている当時の江口氏には、これからどれだけの時間にわたって取調べを受けるよう強いられるのかは不明であった。連日にわたる取調べを強いられる中、「今日は2時間程度の取調べだったが、明日は何時間の取調べになるかわからない」と思いながら眠りにつき、「今日は昨日よりも長い取調べを強いられるかもしれない」と思いながら目を覚ます、毎日そのように先を見通すことができない不安を強いられ続けたのが実態である。

しかも、日々の取調べで、「あなたの言ってる黙秘権ってなんなんですか、全然理解できないんだけど」などと揶揄され、「中野先生とかね。宮村先生だって、おそらくほんとの事実関係知りたいと思っているはずだと思いますよ」などと弁護人が江口氏を疑っていると決めつける言動をされ、「短絡的、お子ちゃまなんですよあなたの発想っていうのは」、「どうやったらこんな弁護士ができあがるんだ」などと罵倒される心理的拷問を連日受け続けた場合には、各日の取調べで受けた苦痛はリセットされることなく堆積し続けていく。身体拘束されてプライバシーと行動の自由が奪われ、弁護人以外との面会もできず気分転換の余地もない環境にあつては、いっそうである。

以上のように先を見通すことができずに心理的拷問による苦痛が堆積していく環境は過酷というほかない。

ところが原判決は、「1回の取調べ時間や各取調べの間隔など」を考慮すると、「総取調べ時間が合計56時間に及ぶことをもって、直ちに本件取調べが控訴人の黙秘権を侵害するということとはできない」などと判示した（原判決12頁）。この判示は、結果的に行われた取調べの各回の時間や間隔を知った事後の目で判断しており、先を見通すことができずに取調室に滞留を強制されたときの江口氏の目線に全く立っていない。1回あたりの時間が短時間であっても苦痛が堆積していくことによる影響が甚大であることを全く理解していないし、理解しようとした形跡もない。

取調べの録音録画（乙4・乙5）を視聴するにあたっては、「もし自分が、これからどれだけの取調べを強制されるかわからず、前日までの苦痛が堆積している状態でこの取調べを受けたときに、どうだろうか」という視点に立って取調べの実態を把握し、そして権利侵害の有無を判断すべきである。

4 小括

以上の根本的な誤りを正し、江口氏に保障されていた黙秘権、弁護人依頼権及び人格権を正しく解釈すれば、検察官の行為が江口氏の憲法上の権利を侵害したことは明らかである。このことにつき、上告理由書（2）ないし（4）において個別に述べることにする。

第3 最高裁判所の判断が示されるべき必要性

1 国際常識から逸脱した我が国の取調べ実務

控訴審準備書面（2）の1～4頁に詳細に述べたとおり、アメリカ及びイギリスをはじめとする諸外国では、取調べの「供述を強制する雰囲気」が直視され、黙秘している被疑者に取調べを強制することはされていない。常識的に考えれば、後藤昭教授が指摘するとおり、「供述拒否権を行使しようとする被疑者…にとっては、取調べを続けられること自体が苦痛のはずである。『自白しなくてもよい。だが自白するまで取調べは続ける』というのは、現実的な経験則によれば自白の強要である」としか考えられない（甲13：154～155頁）。

これに対して日本の取調べ実務は、長らく国際的な常識から大きく乖離してきた。

1989年2月、国際人権連盟事務総長を務めるエティエンヌ・ジョーデル氏らが、日本の刑事司法に関する調査結果を取りまとめた報告書を国連人

権委員会に提出した。そこでは、日本の捜査実務について、「日本国は、自ら罪を負わせることを強制されない権利並びに自白を強制されない権利を侵害している」、「日本の取調べ官は、心理的な虐待を加えている」と指摘された（平野龍一『国際人権連盟』報告書（甲16：パーカー＝ジョーデル報告書）法律時報61巻7号（1989年）101頁）。

1995年6月10日に国際法曹協会（IBA）理事会で採択された「日本政府に対する提言」においても、「黙秘権に完全な効果を与えなければならない」とされた上で、「被疑者がいったん黙秘権を援用したときは、その後に黙秘権が放棄されたことが独立に証明されない限り、その後の取調べによる自白は、証拠能力を否定されるべき」ことが提言された（甲17：「世界に問われる日本の刑事司法」（1997年）抜粋）。

2 本件において問われる判断

日本も締約国となっている拷問等禁止条約1条によれば、「身体的なもの」に限らず、「精神的なもの」であっても「人に重い苦痛を故意に与える行為」は「拷問」に該当するものとされている（甲19：外務省ウェブサイト）。黙秘権を行使しているのに、孤立無援の取調室で延々と56時間以上も取調べを強要され続ける行為は、まさに「精神的」に「人に重い苦痛を故意に与える行為」、すなわち「拷問」である。

一審判決及び原判決は、このように国際常識から逸脱した「拷問」というほかない捜査手法が、我が国の憲法下において許容されると判断してしまった。

最高裁判所が、一審判決及び原判決を是認して、我が国では「拷問」にわたる捜査も許容されると国際社会に向けて宣明するのか、それとも、国際常識に合致する、あるべき捜査の姿を示すのか、それが本件において問われる判断である。

3 被疑者の権利保障を真に実現する判断が今こそ示されるべき必要性

近時、取調べの問題事例が頻発している。プレサンス事件において検察官の行為について付審判決定がなされたほか、東京地検検察官による取調べの違法性を問う国家賠償請求訴訟も提起されている（甲47）。検察官が被疑者に対して「法律をかじって、自分がわかったつもりになってるのはすごく

かわいいなっと思う」などと侮辱して長時間の取調べを行い、最高検察庁が「不適正な取調べ」と認定した事案もある（甲５２）。

本件における川村検察官の取調べも、プレサンス事件における検察官の取調べも、甲４７や甲５２の事案における検察官の取調べも、全て録音録画されている状況で行われている。つまり、録音録画されていても違法で不適正な取調べを根絶することはできない。捜査官の自制に期待して取調べの適正化を実現するのは不可能である。

そこで、最高裁判所において、取調べの在り方についての判断が正面から示される必要がある。捜査機関も、弁護士も、そして市民も、本件に対する最高裁判所の判断に注目している。黙秘権を行使している被疑者に５６時間以上にわたる取調べを受けることを強制し、「弁護人もあなたのことを信じていない」とか「あなたの弁護人を務めさせることは弁護人に迷惑をかけている」などと述べて信頼関係の破壊を企て、人としての尊厳を一顧だにせず「ガキ」「お子ちゃま」などと暴言を浴びせ続ける取調べが許容されるのか、人権擁護の最後の砦である最高裁判所はどのように判断するのか、誰もが注目している。

最高裁判所がこうした取調べが許容されると判断するのであれば、今後も同様の取調べが全国の取調室で行われることになる。録音・録画されていても、「最高裁判所も適法だというのだから問題ない」と開き直って同様の取調べが行われることになる。

そのような事態を防ぐ唯一の方策は、最高裁判所が憲法に忠実な判断を示すことである。上告審において、黙秘権をはじめとする被疑者の権利保障を真に実現するための判断が示されるべきである。

以上